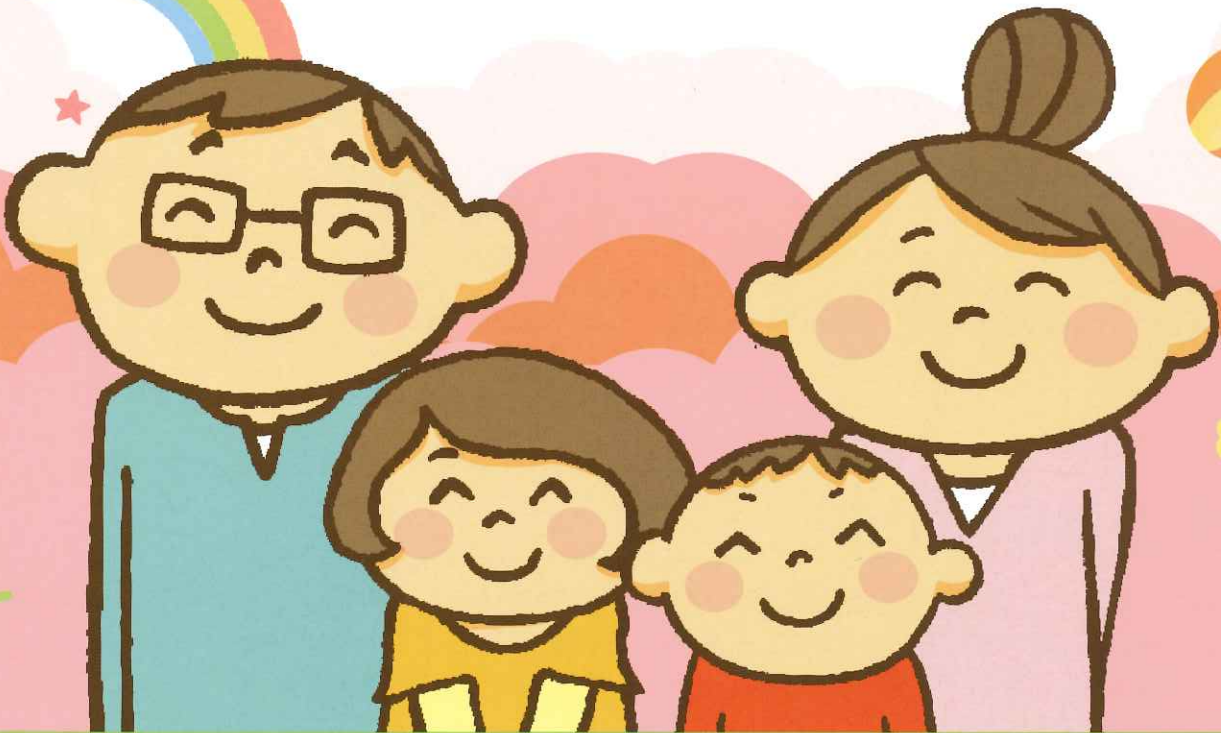




金沢市

保育所・認定こども園等

利用手続きのご案内



令和3年4月(4月1日~30日の利用開始を含む)の
保育所・認定こども園等の利用申込みが始まります。

1次申込受付期間

申込開始日:令和2年10月1日(木)
締切日:令和2年10月24日(土)

4月1日~30日に利用開始を希望する方は、この期間内
にお申し込みください。

2次申込受付期間

申込開始日:令和3年1月18日(月)
締切日:令和3年1月27日(水)

1次申込受付期間に申込みができなかった方や、1次申込
で希望施設の利用が内定とならなかった方が対象です。

金沢市

●重要なお知らせ

利用希望施設を希望順に**2施設まで記入**できます。

利用調整を行った結果、優先順位が高い方から利用希望施設の内定を行います。(1号認定除く)

1 子ども・子育て支援新制度で利用できる施設など

保 育 所

0～5歳

共働き世帯など家庭で保育ができない
保護者に代わって保育をおこなう施設

認定こども園

0～5歳

幼稚園と保育所の機能や特長を
あわせ持つ施設

幼 稚 園*

3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるため
幼児期の教育をおこなう学校

地域型保育

0～2歳

小規模保育など少人数(19人以下)の単位で
子どもを預かるサービス

*幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度を継続して運営する園があります。新制度に移行するかどうかは、入園を希望している幼稚園へ直接お問い合わせください。

2 教育・保育給付認定

保育所、認定こども園、幼稚園(新制度により運営する幼稚園に限る)を利用するには、金沢市が行う「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。3つの認定区分に応じて、利用できる施設や時間が変わります。

【教育・保育給付認定の種類】

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園 新制度により運営する幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業*

※地域型保育事業として利用できる施設は、現在ありません。利用できる施設ができた場合は、ホームページ「金沢子育てお役立ちウェブ」などでご案内します。

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定または3号認定を受ける場合は、保育の必要量によってさらに2種類に区分されます。

保育の必要量に応じた区分	利用可能な保育時間
保育標準時間(フルタイム就労等を想定)	1日最大11時間利用(別に延長保育も利用可能)
保育短時間(パートタイム就労等を想定)	1日最大 8時間利用(別に延長保育も利用可能)

3 保育認定の事由

保育認定(2号・3号認定)を受けるには、保護者(父母ともに)に次のいずれかの事由が必要です。

	保育認定の事由		保育の必要量	利用可能期間
1	就労 (月48時間以上の就労に限る)	日常の家事以外の仕事をしている場合	保育標準時間 (月120時間以上の就労) または 保育短時間 (月48時間以上120時間未満の就労)	最長3年間 (事由が継続していれば、 就学前まで延長)
2	求職活動 (起業準備含む)	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	最長90日まで
3	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない場合	保育標準時間	妊娠中から出産日の 8週間後の月末まで
4	育児休業取得中の 継続利用*	育児休業取得時に既に保育 を利用している子どもがおり、 継続して利用が必要な場合	保育短時間 3歳未満児クラスも対象となります	産まれたお子さんが 1歳を迎える年度末まで
5	保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害がある場合	保育標準時間	最長3年間 (事由が継続していれば、 就学前まで延長)
6	介護・看護	同居の親族を常時介護または 看護している場合		
7	災害復旧	震災、風水害、火災などの 復旧にあたる場合		
8	虐待・DVのおそれ	児童の虐待やDVのおそれ がある場合		
9	就学	学校または職業訓練校に通学 している場合	保育標準時間	
10	その他	上記に類するものとして金沢 市が認める場合	または 保育短時間	

※保育認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点まで利用可能です。

【育児休業と保育所の利用について】

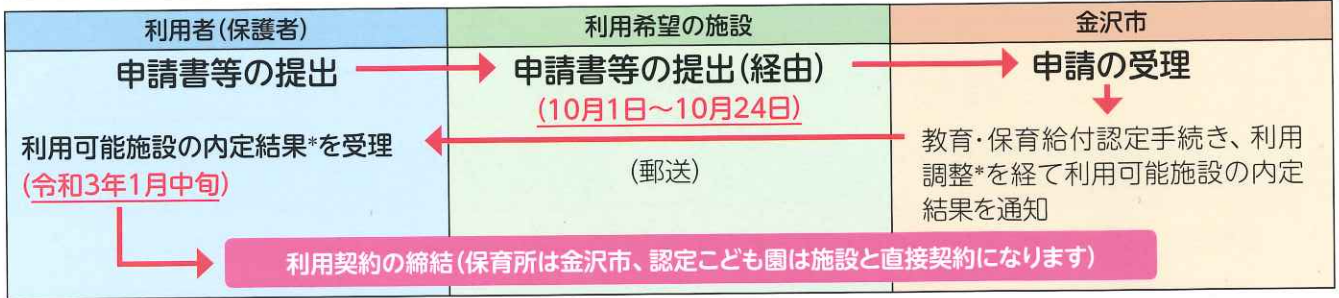
育児休業を取得している場合、保育所は利用できません。(満3歳以上であれば認定こども園や幼稚園の利用は可能)ただし、すでに保育所を利用している子どもについては、**現在利用している保育所に限り、継続が認められます。**なお、継続利用可能期間は、産まれたお子さんが1歳を迎える年度末までとなります。

4 利用手続き

(1) 利用手続きの流れ

【令和3年4月から新たに施設等の利用を希望する場合(転園を含む)】

2号・3号認定 … 保育所、認定こども園の利用



※利用調整では教育・保育給付認定申請書及び保育認定を内容などをもとに、利用申請者ごとの優先順位を決定し、優先順位が高い方から利用希望施設を内地定します。

※1次申込みをした方で、希望施設が利用できない場合は、その旨をお知らせします。その際、他の利用可能施設をご案内しますので、改めて、**2次申込受付期間(令和3年1月18日~1月27日)**にお申込みください。

1号認定

… 認定こども園・新制度により運営する幼稚園の利用

※現行制度を継続して運営する幼稚園は、利用を希望する幼稚園へ直接お申込みください。



(2) 利用手続きに必要な書類

	保育認定の事由	教育・保育認定申請書 (兼施設利用申込書)	保育認定の事由を証明する資料	発達状況表
2・3号認定	① 就労	利用するお子さんごとに必要	就業等証明書(保護者1人につき1枚)	利用するお子さんごとに必要
	② 求職活動		利用に係る申立書等	
	③ 妊娠・出産		母子健康手帳の写し (出産予定日がわかるもの)	
	④ 育児休業取得中の継続利用		育児休業期間がわかる勤務先の証明 および利用に係る申立書	
	⑤ 保護者の疾病・障害		診断書、障害者手帳、介護保険証等の 写しおよび利用に係る申立書	
	⑥ 介護・看護		り災証明等	
	⑦ 災害復旧		個別にご相談ください	
	⑧ 虐待・DVのおそれ		在学証明書および時間割	
	⑨ 就学			
1号認定	教育・保育給付認定申請書(兼施設利用申込書)	その他の書類		
	利用するお子さんごとに必要	施設によって異なる場合がありますので、希望される施設にお問い合わせください。		

(3) 申込受付期間・申込先

区分	受付期間	申込先
1次申込受付期間	令和2年10月1日(木)～10月24日(土) ※令和2年4月利用の方は上記期間内にお申込みください。	利用を希望する施設(第1希望施設)に必要な書類を提出してください。
2次申込受付期間	令和3年1月18日(月)～1月27日(水) ※1次申込受付期間に申込みできなかった方や、1次申込で希望施設の利用が内定とならなかった方が対象となります。	

5月以降に保育所、認定こども園等の利用を希望される方は、令和3年3月11日(木)以降に、利用を希望される施設に申込みしてください。

(4) 注意していただきたいこと

- 保育認定(2号・3号)を受けた事由(就労内定、離職等により事由が変更になる場合など)や世帯の状況に変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出てください。
- 求職活動事由等で申請後、就労先が決まった場合は、就業等証明書を11月末日までに申込施設に追加提出していただければ、利用調整に反映が可能です。
- 申請後、申請内容と状況が異なることや虚偽の申請が判明した場合には、教育・保育給付認定や利用の内定を取消します。申請書類の記載は正しく行ってください。
- 育児休業中は新規利用(転園を含む)はできません。
- 育児休業から復帰予定の場合は、復帰日の2週間前から利用可能です。
- 就労予定や育児休業からの復帰予定で申請された方は、令和3年4月以降に再度就業等証明書を提出してください。
- 教育・保育給付認定申請書には、利用希望施設を希望順に2施設まで記入できます。(1号認定除く)
※受付期間経過後は希望順の変更はできません。
- 施設選びにあたっては、施設見学や夢ステーション参加などを参考にしてください。
- 延長保育などの時間・料金については事前に各施設に確認をお願いします。
- 申請書等は、第1希望施設に提出してください。
- 申請書等の情報は、利用希望施設に提供します。
- 令和2年11月1日以降に利用を開始する場合で令和3年4月以降も利用を希望する場合も、1次又は2次申込が必要です。
- 2号・3号の方で保育所や認定こども園の利用の内定を受けたあと、その施設を利用しない場合は、速やかに届け出てください。

(5) 利用調整の優先度について

利用調整は保護者の就労状況や家庭の状況などを勘案して行います。優先する項目として、以下のものがあります。詳細については、金沢子育てお役立ちウェブ<http://www.kanazawa-kosodate.net/>に利用調整基準表を掲載しておりますので、ご参照ください。

- 【例】・保護者の就労時間が長い ・ひとり親家庭 ・生活保護世帯 ・多子世帯
 ・虐待やDVを受けるおそれがある ・兄弟姉妹と同一施設の利用
 ・保育士、幼稚園教諭として石川中央都市圏の保育所・認定こども園に勤務 など

※石川中央都市圏の構成市町:金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町

(6) 広域利用について

金沢市に住民登録があるお子さんが、保護者の就業地の理由などによって、金沢市外の保育所、認定こども園を利用する場合は、金沢市を通して申込む必要があります。

市町村によって利用の条件や必要な書類が異なりますので、事前に希望する施設にご相談のうえ、お申込みください。なお、2号・3号認定の方の広域利用は、金沢市と他市町村との協議により利用の諾否が決まりますので、他市町村の事情によって、利用できないことがあります。

5 保育料について

保育料は、父母の市町村民税額にもとづき算定します。ただし、父母ともに所得38万円以下でかつ祖父母等と同居の場合、祖父母等も含めた市町村民税額にもとづき算定します。

なお、現行制度を継続して運営する幼稚園の保育料は、これまでどおり各園が定めます。また、施設などによっては、保育料のほかに、あらかじめその使途や金額等を明示のうえ、実費負担や上乗せ利用料を徴収することがあります。

幼児教育・保育の無償化(令和元年10月からスタート)

○3～5歳児クラスの全ての児童の保育料が無償化されます。

- ・認定こども園の1号認定(教育認定)については、満3歳から無償化されます。
- ・通園送迎費、行事費などの保護者から実費で徴収している費用は、これまでどおり保護者の負担になります。
- ・これまで保育料の一部として徴収していた副食費については、無償化後も引き続き、保護者の皆様の負担となりますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

○0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の児童の保育料が無償化されます。

令和2年度の保育料(月額)

(令和2年10月現在)

保育認定の子ども(3歳未満児)

階層区分	世帯の課税状況		保育料 (1人につき)		下記軽減①～③ の対象となる階層			
			標準時間	短時間	①	②	③	
A	生活保護世帯 等		0円	0円	-	-	-	
B	非課税世帯		0	0	-	-	-	
C	均等割額のみ課税世帯		9,500	9,400	○	-	○	
D	市町村民税	所得割の課税世帯	48,600円未満	12,400	12,200	○	-	○
			48,600円以上 55,700円未満	16,200	16,000	○	-	○
			55,700円以上 59,200円未満	19,100	18,800	△	□	○
			59,200円以上 79,500円未満	23,600	23,200	-	○	☆
			79,500円以上 97,000円未満	29,500	29,000	-	○	-
			97,000円以上 106,800円未満	35,100	34,600	-	○	-
			106,800円以上 133,600円未満	39,500	38,900	-	○	-
			133,600円以上 169,000円未満	42,700	42,000	-	○	-
			169,000円以上 301,000円未満	45,400	44,700	-	-	-
			301,000円以上	46,300	45,600	-	-	-

△=市町村民税所得割額が57,700円未満が対象

□=市町村民税所得割額が57,700円以上が対象

☆=市町村民税所得割額が77,101円未満が対象

(1) 算定期間について

令和3年4月から8月までは令和2年度の市町村民税にもとづき算定し、9月以降は令和3年度の市町村民税にもとづき算定します。

(2) 適用年齢について(令和3年度の場合)

3歳以上児：平成27年4月2日～平成30年4月1日に生まれた子ども

3歳未満児：平成30年4月2日以降に生まれた子ども

(3) 第2子以降の保育料について(3歳未満児)

小学校就学前までの範囲において、保育施設等※を同時利用している最年長の子どもから順に第2子については2分の1相当額(第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額)、第3子以降については0円になります。

※保育施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部(県立ろう学校幼稚部等)、児童心理治療施設、児童発達支援(金沢こども医療福祉センター児童発達支援そよかぜ、わくわく、ひまわり教室、医王病院、エイブル・ベランダ Be、きよかわまち等)及び医療型児童発達支援を行う施設

・適用を受けるときは、在籍(契約)証明書の提出が必要です。

・利用の仕方によっては、対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

上記の年齢範囲にかかわらず、下記の①及び②に該当する世帯は保育料が軽減されます。

C階層～市町村民税の所得割額が57,700円未満で保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯…①
最年長の子どもから数えて、第2子以降については0円

市町村民税の所得割額が57,700円以上～D8階層で18歳未満(平成15年4月2日以降の生まれ)の子どもが3人以上いる世帯…②

18歳未満の最年長の子どもから順に、第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円

(4) 母子及び父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の保育料について…③

C階層～市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯

：生計を同一にする最年長の子どもから順に、第1子については2分の1相当額(上限9,000円)、第2子以降については0円

(5) 税額控除等について

市町村民税の額については、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除適用前の税額になります。

【預かり保育料(1号認定児童の延長保育料)】

○無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を別途受ける必要があります。

○利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で無償化されます。

(注)認定こども園および幼稚園の1号認定(教育認定)児童が対象です。

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの1号認定児童は、市町村民税非課税世帯のみが対象です。

子育てと仕事の両立を支援

近年の子育て家庭のさまざまな保育ニーズに応えるため、
次のような特別保育を実施し、子育てと仕事の両立を支援しています。



延長保育

施設によって、開所時間(おおむね7:00~18:00)を超えてお預かりします。

統合保育

施設によって、心身の発達に遅れ等を有すると思われるお子さんを、他のお子さんとともにお預かりします。

一時預かり

施設によって、保護者の病気、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等のため、一時的にお子さんをお預かりします。専任の保育士がいる一時預かり拠点施設もあります。

夜間保育

施設によって、夜間働いている保護者の方のため、深夜までお預かりします。

育児相談等

施設では子育ての相談に応じています。さらに地域子育て支援センターやかなざわ子育て夢ステーションとして、親子ふれあい教室や妊婦教室等行っている施設もあります。



休日保育

施設によって、休日も働いている保護者の方のため、日曜・祝日もお預かりします。

年末保育

施設によって、年末も働いている保護者の方のため、12月29日・30日の両日もお預かりします。

病児一時保育

下記の病院・診療所では、病気のお子さんを一時的にお預かりします。また、体調不良児保育を行っている施設では、その施設を利用しているお子さんの体調がよくないときに対応できるよう専任の看護師がいます。

石川県立中央病院 病児保育室ひよこ	鞍月東2-1	Tel.238-7868
金沢市立病院 病児保育室さくら	平和町3-7-3	Tel.245-7330
金沢大学 病児保育室たんぽぽルーム	宝町13-1	Tel.265-2990
健生クリニック 病児保育室ほっとルーム	平和町3-5-2	Tel.241-9062
城北病院 病児保育室はっぴ〜	京町20-3	Tel.253-0561
聖霊乳児院 病児デイサービスセンター	長町1-5-30	Tel.223-2980
松田小児科医院 ひまわりるーむ	片町2-13-13	Tel.231-1260
横井小児科内科医院 病児保育室こりすの里	菊川11-10-3	Tel.262-8551

金沢市福祉局 こども未来部 保育幼稚園課



〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL.076-220-2299 FAX.076-220-2360

金沢子育てお役立ちウェブ
<http://www.kanazawa-kosodate.net/>

